

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

【告示】

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

【公告】

○ 岡山県行政情報公開条例による出資等法人の指定の取消し

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

【海区漁業調整委員会】

○ 岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の開催

○ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会の開催

道路整備課

会計課

総務学事課

耕地課

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

◎岡山県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市巨勢字堂ノ前一六八三番一地先から	新	二〇・〇〇 四九・〇〇	四二・〇〇
美作市巨勢字堂ノ前一六八三番一地先から	旧	二〇・〇〇 二八・〇〇	四二・〇〇
美作市巨勢字州平一六六五番五地先まで			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 樫村金屋線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

<p>美作市巨勢字前一七二六番二地先まで ら 美作市巨勢字堂ノ前一六八三番一地先か ら 美作市巨勢字前一七二六番二地先まで</p>	<p>美作市巨勢字川平一六六五番五地先から 美作市巨勢字前一七二六番二地先まで</p>	<p>美作市巨勢字川平一六六五番五地先から 美作市巨勢字前一七二六番二地先まで</p>
<p>旧</p>		<p>新</p>
<p>二一・〇 四・〇 〇</p>	<p>三一・〇 三八・四 〇</p>	<p>三一・〇 三八・四 〇</p>
<p>一五六・〇</p>	<p>一三五・〇</p>	<p>一三五・〇</p>

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

◎岡山県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	芳井油木線	井原市芳井町川相字大道ノ上一三番地先から 井原市芳井町川相字大道ノ上二三〇番一地先まで	平成二十六年二月四日

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

◎岡山県告示第四十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十六年一月二十四日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市西中新田六四〇番地	所 在 地	倉敷市職員厚生会 会長 三宅 英邦	売 り さ ば き 人 名称及び代表者 の氏名
倉敷市玉島阿賀崎一丁目一番一号 倉敷市水島北幸町一番一号 倉敷市児島小川町三六八一番地の 三		変更後の売りさばき場所	

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

〔四七〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第三十一条の規定による出資等法人の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 1 指定を取り消した法人 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金
- 2 指定を取り消した日 平成二十五年十二月一日

〔四八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 上見池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 上見池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

和気町役場

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

〔四九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 鴨池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 鴨池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

岡山市役所

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

〔五〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 甲骨池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 甲骨池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

倉敷市役所

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

〔五一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 長田池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 長田池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

里庄町役場

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

(五二)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(地震対策ため池防災 奥山池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(地震対策ため池防災 奥山池地区)計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

笠岡市役所

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

(五三)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(地震対策ため池防災 白滝池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(地震対策ため池防災 白滝池地区)計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

美作市役所

平成26年2月4日 岡山県公報 第11556号

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十六年二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池等整備 三谷池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 三谷池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十六年二月四日から同月二十五日まで

四 縦覧の場所

真庭市役所

◎岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会事務規程第七条第一項の規定により、第五十四回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年二月四日

岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

会 長 山 田 隆 義

一 日時 平成二十六年二月六日（木）

午後二時三十分から

二 場所 姫路市本町六八番二九〇

イーグレひめじ四階 セミナー室A

TEL（〇七九）二八九―三四四三

三 議題

第一号議案 平成二十六年度における各種漁業の入会調整について

第二号議案 会長及び会長代理の任期満了に伴う改選について

◎ 広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第五十九回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年二月四日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会 長 山 本 正 直

一 日時 平成二十六年二月七日（金）

午後二時から

二 場所 福山市三吉町一丁目一番一号

広島県福山庁舎第三庁舎八階 三八一会議室

TEL（〇八四）九二一一一三一一

三 議題

第一号議案 平成二十六年度における各種漁業の入会調整について